

小金井市役所 休日窓口のご案内

お仕事の都合などにより、平日に市役所に来られない方のために、小金井市では休日窓口として、市役所第二庁舎にて一部の窓口を開庁しています。

開庁時間・開庁日・開庁窓口を事前にご確認の上、ご利用ください。

① 注意事項

- ・休日窓口では、開庁窓口及び取扱業務が平日よりも限られています。詳細は裏面をご覧ください。
- ・窓口体制が平日と異なるため、お時間がかかる場合があります。
- ・他の機関への確認が必要な業務など、平日と同様には取扱いできない場合があります。ご利用前に、必ず開庁窓口担当課にご確認ください。

① 開庁時間 午前9時～午後1時

① 開庁日

令和7年度 開庁課	・市民課 ・保険年金課 (国民健康保険係)	・市民課 ・保険年金課 (国民健康保険係) ・子育て支援課
4月	13日(日)	27日(日)
5月	11日(日)	25日(日)
6月	8日(日)	22日(日)
7月	13日(日)	27日(日)
8月	9日(土)	24日(日)
9月	13日(土)	28日(日)
10月	11日(土)	26日(日)
11月	9日(日)	22日(土)
12月	14日(日)	27日(土)
1月	10日(土)	25日(日)
2月	8日(日)	21日(土)
3月	8日(日)	22日(日)



© Studio Ghibli

こきんちゃんは、平成20年に市制施行50周年を記念して、スタジオジブリの宮崎駿氏に描いていただいた小金井市のイメージキャラクターです。

※原則、第2・第4日曜日に開庁します。

ただし、翌日の月曜日が閉庁日の場合は、前日の土曜日(網かけ部分)に開庁しますので、ご注意ください。

※開庁日に変更等がある場合は、市ホームページ等にてお知らせします。

① 開庁窓口 (取扱業務は裏面をご覧ください。)

市民課(第二庁舎1階)
保険年金課(第二庁舎2階)
(国民健康保険係)



第2・第4日曜日(または土曜日)に開庁します。

子育て支援課(第二庁舎3階)



第4日曜日(または土曜日)のみ、開庁します。

① お問い合わせ

取扱業務の詳細・必要書類などは下記の開庁窓口担当課へ

- ・市民課 042-387-9830
- ・保険年金課 042-387-9833
(国民健康保険係)
- ・子育て支援課 042-387-9839

休日窓口開庁日などは下記へ

- ・平日は企画政策課へ
042-387-9826
- ・土曜日、日曜日、休日は市役所代表へ
042-383-1111

ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>



パソコン: トップページ下部にある♪便利情報の「休日窓口をご利用ください」をご覧ください。



スマートフォン: トップページ上部にある「メニュー」>「暮らし」>「べんりに(届出～休日窓口等)」>「休日窓口をご利用ください」をご覧ください。

休日開庁窓口担当課と取扱業務

取扱業務が平日よりも限られています。また、他の機関への確認が必要な業務など、平日と同様には取扱いできない場合がありますのでご注意ください。

① 第2・第4日曜日(または土曜日)に開庁します。(下記業務以外は取扱っておりません。詳細は担当課までお問合せください。)

担当課	取扱業務	注意事項・持ち物など	
市民課 ☎042-387-9830 (第二庁舎1階)	マイナンバーカードの交付	市が送付した交付通知書を受け取った方が対象です。事前に市民課へお問合せください。 ※第3土曜日に続く日曜日(令和7年6月22日(日)・令和8年3月22日(日))は交付できませんのでご注意ください。	
	転入届、転出届、転居届	本籍地など他市区町村への照会が必要な場合、または本籍事項の変更が伴う場合は取扱いできません。転入届には転出証明書(注)が必要です。 (注)マイナンバーカードをお持ちの方で、カードを用いた転出(特例転出)をされた方は転出証明書に代わってカード(暗証番号の入力をしていただきます)をお持ちください。 ただし、カードを用いた転入(特例転入)は他市区町村端末と連携が必要のため、取扱いできない場合があります。 ※国外からの転入届は、他市区町村端末との連携等が必要となるため、取扱いできません。	
	住民票の写しの交付(除票の写しを除く)	請求できる方は、本人及び同一世帯の方です。	
	住民票記載事項証明書の交付	その他の方は、委任状が必要です。	
	年金現況証明書の交付	なお広域交付住民票は交付できません。	
	住民票除票の写しの交付	請求できる方は、本人のみ。その他の方は委任状が必要です。	
	印鑑登録・廃止申請	手続きが複雑です。事前に市民課へお問合せください。	
	印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証(カード)または印鑑を登録したマイナンバーカードが必要です。	
	戸籍全部・個人事項証明書(戸籍謄本・抄本)の交付	届け出をしてから交付できるまでに日数がかかる場合があります。 請求できる方は、戸籍に記載されている方またはその配偶者及び直系血族にあたる方です。 その他の方は委任状が必要です。	
	除籍・改製原戸籍の謄本、抄本の交付	事前に市民課へお問合せください。	
	戸籍の附票の交付(除籍の附票を含む。)	※広域交付による戸籍証明書等の請求はできません。	
	身分証明書の交付	請求できる方は、本人です。その他の方は、委任状が必要です。	
	戸籍届出の受領	他市町村などへの照会ができないため、届出をお預かりします。	
	不在住・不在籍証明書の交付		
	町名地番変更証明書の交付	事前に市民課へお問合せください。	
	母子健康手帳の交付	本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。	
畜犬登録事務	飼い犬の登録事項の変更の際に、他市町村への照会が必要な場合などを除きます。		
<p>※各種届出や証明書等交付の際にご本人確認を実施しています。マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等をお持ちください。 ※マイナンバーカードに係る業務は、システムメンテナンス実施日(令和7年6月22日(日)・令和8年3月22日(日))は、取扱いできませんのでご注意ください。 ※転入・転居・戸籍届出等により住所や氏名等に変更があった場合には、窓口でマイナンバーカードをお持ちください。記載事項変更手続きが必要です。</p>			
保険年金課 ☎042-387-9833 (第二庁舎2階)	国民健康保険業務	加入の手続き(資格取得届)	事前に必要書類等をご確認ください。 職場等の健康保険を離脱された方は、その資格喪失日が確認できる書類と本人確認できる書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。 ※過去や現在の就労状況、世帯構成等によって加入できる健康保険が異なりますので、事前に保険年金課へお問合せください。
		やめる手続き(資格喪失届)	新しく職場等の健康保険に加入された方は、国保と職場の健康保険両方の被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちください。
		転居・世帯主変更等の手続き(資格異動届)	被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせと本人確認ができる書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。
		資格確認書の再交付等	本人確認ができる書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)をお持ちください。
		療養費受付	診療報酬明細書、領収書、診断書、被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせ、通帳等をお持ちください。申請内容により必要書類が異なりますので、事前に保険年金課へお問合せください。
		高額療養費受付	市から送られた申請書をお持ちの方のみ受け付けます。 申請書、領収書、通帳をお持ちください。
		出産育児一時金・葬祭費受付	事前に必要書類等をご確認ください。 出産育児一時金の貸付申請は、事前に保険年金課へお問合せください。
		保健事業(人間ドック等)受付	各病院に予約をされた後、被保険者証、資格確認書または資格情報のお知らせをお持ちの上、補助金申請をしてください。
		簡易申告	前年の収入が分かるようにして来庁ください。
<p>※後期高齢者医療及び国民年金事務は、休日窓口では行っていません。</p>			

② 第4日曜日(または土曜日)のみ、開庁します。(下記業務以外は取扱っておりません。詳細は担当課までお問合せください。)

担当課	取扱業務	注意事項・持ち物など
子育て支援課 ☎042-387-9839 (第二庁舎3階)	児童手当の新規申請及び異動申請受付	健康保険証(申請者のもの)・預貯金通帳・マイナンバーカード(新規申請のみ)などをお持ちください。
	児童育成手当の新規申請及び異動申請受付	戸籍謄本など理由によって異なりますので、事前に子育て支援課へお問合せください。
	児童扶養手当の新規申請及び異動申請受付	戸籍謄本など理由によって異なりますので、事前に子育て支援課へお問合せください。
	愛育手当の新規申請及び異動申請受付	在籍証明欄に施設等代表者が記入・押印した申請書、預貯金通帳をお持ちください。
	乳幼児医療費助成の新規申請、異動申請及び現金給付申請受付	健康保険証(子どものもの)、マイナンバーカード(新規申請のみ)、医療費領収書・印鑑(現金給付申請のみ)などをお持ちください。
	義務教育就学児医療費助成の新規申請、異動申請及び現金給付申請受付	
	ひとり親家庭等医療費助成の新規申請、異動申請及び現金給付申請受付	戸籍謄本など理由によって異なりますので、事前に子育て支援課へお問合せください。
	各種手当の受給証明交付	印鑑をお持ちください。
児童扶養手当受給者JIR定期割引券、都バス・都営地下鉄無料バスの交付	児童扶養手当証書、印鑑、特定者資格証明書(申請時または更新時は写真が必要)をお持ちください。	